

令和8年2月号



お知らせ版

刈羽村商工会

TEL: 0257-45-2386

FAX: 0257-45-2985

E-mail: kariwaci@kisnet.or.jp

公式ホームページ

<https://www.kariwaci.or.jp/>

今月の主な行事

	内 容 等	会 場 等
16日(月)	確定申告の受付開始 ※3月16日(月)まで	—
17日(火)	勝山工業団地組合新年会	荒木屋
20日(金)	桃の花見フェスティバル全体会議	刈羽村役場
20日(金)	柏崎刈羽地区青年部合同研修会	柏崎市 シーウース雷音
20日(金)	全国原子力立地市町村商工団体協議会懇談会等	東京商工会議所
27日(金)	刈羽村商工会 所得税確定申告相談会 1回目	刈羽村産業会館

« 「はなまるクーポン」事業のお知らせ »

柏崎・刈羽地区商工会が共催しています柏崎商工会議所の「はなまるクーポン」事業が1月13日(火)～2月23日(月)まで行っています。今年度の参加店数は148店舗となりました(刈羽村からは2店舗参加)。クーポン券付きのチラシについては、行政当局よりご協力いただき、柏崎市や刈羽村の全世帯へ配布しています。各店舗のPRやサービス内容を記載しておりますので、ご覧ください。なお、チラシは参加店舗の他、柏崎市内の公共施設、金融機関にも配布しております。

また、期間中、加盟店で使用できる商品券が当たるスタンプラリーも行っております。今年は当選総額を87万円、当選者数を240名に増額してお得感満載ですので、ぜひご利用ください。



« 所得税の確定申告 税理士による個別税務相談会の開催についてご案内 »

確定申告の時期となりました。商工会では、下記により税理士による個別税務相談会を開催します。相談は無料ですが、あらかじめ商工会へ申込みください。

- (1) 日 時 2月27日(金)、3月11日(水) 10時00分～12時00分
- (2) 会 場 刈羽村産業会館 相談室
- (3) 参加費 無料
- (4) 内 容 お一人様30分程度。税額控除等の相談(確定申告書等の作成はいたしません)。
- (5) お申込み 刈羽村商工会 TEL0257-45-2386 FAX0257-45-2985

« 所得税及び復興特別所得税の確定申告が始まります！ »

令和7年分の所得税の確定申告の受付が始まります。なお、確定申告の主な改正点は、以下のとおりですので、ご注意ください。

①基礎控除の見直し…所得に応じて最大95万円に

従来の基礎控除額は、合計所得金額が2,400万円以下の場合に一律48万円とされていましたが、令和7年度税制改正により、所得に応じて段階的に設定される仕組みへと変更されました。改正後の基礎控除額は以下の表の通りです。

合計所得金額	基礎控除額	
	改正前	改正後
	R7年分、R8年分	
132万円以下		95万円
132万円超 336万円以下		88万円
336万円超 489万円以下	48万円	68万円
489万円超 655万円以下		63万円
655万円超 2,350万円以下		58万円

この改正は、令和7年と令和8年の2年間に限る暫定的な措置となっています。

②給与所得控除の最低保障額の引き上げ

令和7年分より給与所得控除の最低保障額が、現行の55万円から65万円に引き上げられました。給与収入が190万円以下の場合、改正後の給与所得控除は一律65万円となります。これにより、課税されるラインが上昇し、非課税となる範囲(年収の壁)が広がります。例えば、基礎控除が95万円と仮定すると、給与収入が160万円(給与所得控除65万円+基礎控除95万円)まで所得税の課税対象外となります(扶養控除等の適用がない場合)。

③扶養親族等の所得要件の引き上げ

基礎控除額の見直しに伴い、扶養控除や配偶者控除などの適用を受けるための「扶養親族等」の合計所得金額要件も引き上げられました。扶養親族や同一生計配偶者などの要件となる合計所得金額が、現行の48万円以下から、58万円以下に引き上げられています。

収入が給与のみの場合、合計所得金額58万円以下は、給与所得控除65万円を考慮すると、年収123万円以下に相当します(改正前は年収103万円以下)。この改正により、パート・アルバイトで働くご家族を扶養に入れている世帯で、控除を受けられる範囲が広がり、より柔軟な働き方が可能になります。

④「特定親族特別控除」の新設

新たに「特定親族特別控除」が創設されました。以下の要件を満たす「特定親族」を持つ居住者(納税者)は、その特定親族の合計所得金額に応じて、一定額を所得から控除できます。

特定親族の要件	・納税者と生計を一にする親族であること ・年齢が19歳以上23歳未満であること ・合計所得金額が58万円超123万円以下であること
控除の対象外となる親族	控除対象配偶者、青色事業専従者等

※特定親族の合計所得金額に応じて、控除額が段階的に定められています。

◆受付期間 令和8年2月16日(月)～3月16日(月)

◆納付期限 現金納税:令和8年3月16日(月)

振替納税(口座引落):令和8年4月23日(木) ※事前に書類提出が必要です

« 消費税及び地方消費税の確定申告もお忘れなく »

個人事業主の皆さんの消費税及び地方消費税の申告は次の通りとなります。所得税等とは納付期限が違いますので、課税事業者の方はご注意ください。

◆受付期間 令和8年3月31日(火)まで

◆納付期限 現金納税:令和8年3月31日(火)

振替納税(口座引落):令和8年4月30日(木) ※事前に書類提出が必要です

《商工会新春講演会及び会員新年会を開催！》

去る1月17日（土）に新春講演会と会員新年会を開催しました。当日は1月にしては穏やかな天候で、講演会は約140名、新年会は55名と大勢の皆様にご参加いただきました。

新春講演会は、刈羽村生涯学習センター「ラピカ」文化ホールにて、講師にキャスター／事業創造大学院大学客員教授の伊藤聰子（いとう さとこ）氏をお迎えし、「地域の活性化が日本の元気を取り戻す！～地域活性化と日本のエネルギー問題を考える～」と題して講演をいただきました。講師より、国際情勢や天候不順を交えて、日本のエネルギー事情について解説があり、地域への影響が分かりやすく説明されました。中でも「サーキュラーエコノミー（循環型の経済モデル）」への転換が持続可能な企業活動や地域社会を支えるとの視点は、聴講された皆さんに好評でした。

会員新年会については、講演会終了後、会場を荒木屋に移し開催しました。品田村長をはじめ8名のご来賓をお迎えし、和やかに会員相互の情報交換と懇親を深めました。新年早々の行事ではありましたが、皆様のご協力のもと無事に終了し執り行うことが出来、感謝申し上げます。

（講師の伊藤聰子氏）



《刈羽村のふるさと納税返礼品提供事業者を募集！》

追加募集中

刈羽村では、ふるさと納税返礼品の取り扱いを行っています。令和7年は12月までに996件、993万円の納税をいただきました。商工会では、返礼品の提供を通じて多くの方に刈羽村の魅力を知っていただくとともに、地域事業者の皆様の販路拡大による産業振興につなげるため、返礼品提供事業者を随時募集しています。また、既にご登録いただいている事業者の皆様については新規商品の追加登録も可能です。ぜひ、お申込みをお願いします。

1. 返礼品提供事業者の要件

- ①刈羽村に事業所がある法人、個人事業主または団体等であること
- ②返礼品の提供や品質管理等について責任ある対応ができること
- ③住民税等の滞納がないこと
- ④暴力団又は暴力団員と関係を有しないこと等

2. 返礼品の要件

- ①刈羽村内で生産されたもの（農水産物、工芸品、日用品等）
- ②製造・加工等の工程のうち、主要な部分を刈羽村で行ったもの（加工食品等）
- ③刈羽村内で提供されるサービス（宿泊、飲食、体験サービス等）

3. 申込方法

刈羽村または刈羽村商工会のホームページから申請書等をダウンロードし、必要事項を記入の上、添付書類とともに刈羽村商工会窓口に提出してください。
(郵送、FAX、電子メールでも申請可能です)

※詳細については、別添チラシをご覧ください。お問合せは、商工会まで

《令和8・9年度入札参加資格申請書の受付について》

刈羽村では、令和8・9年度における各種入札参加について申請受付を行います。希望される方は、受付期間中に必ず申請書をご提出ください。

◆受付期間

2月1日（日）～28日（土） ※窓口受付は土日祝祭日を除く

◆提出書類及び方法

刈羽村ホームページに様式や提出方法を掲示しておりますので、ご確認ください。
(刈羽村ホームページ → 事業者情報 → 入札参加資格申請関係)

◆提出先・問い合わせ等

刈羽村役場総務課 TEL: 0257-45-3912 (直通)

《ASPAC トレードショー出店募集のお知らせ》

(一社) 新潟青年会議所が主観となり、今年6月に朱鷺メッセにおいて国際会議「ASPAC Niigata2026」が開催されます。期間中は国内外から約8,000人の来場者が見込まれており、大規模商談会「ASPAC トレードショー」が併催されます。地域事業者の販路拡大の取り組みとして絶好の機会ですので、ご希望の方はお申込みください。

○日 時 令和8年6月12日（金）～14日（日） 開催時間 10:00～17:00

○会 場 新潟市 朱鷺メッセ（出店場所：エスプラナード）

○お申込み・お問合せ

刈羽村商工会 Tel 0257-45-2386 へ申込みください。

※出店に伴う費用等の出店条件は個別に説明いたします。

《マル経融資（小規模事業者経営改善資金）をご存じですか？》

マル経融資（小規模事業者経営改善資金）は、小規模事業者の皆様の経営をサポートするために、商工会等の推薦にもとづき無担保・無保証でご利用できる（株）日本政策金融公庫の融資制度です。

【融資対象】

規模要件	小規模事業者（※）であること
指導要件	原則6か月以上、商工会の経営改善普及事業に基づく経営指導を受けていること
居住要件	最近1年以上、商工会の地区内で事業を行っていること
納税要件	所得税、法人税、事業税及び都道府県民税や市町村民税（均等割りを含む）を原則としてすべて完納していること
業種要件	商工業者であり、かつ日本公庫（国民生活事業）の非対象業種等でないこと

※常時使用する従業員が20人（商業またはサービス業（宿泊業および娯楽業を除く）に属する事業を主たる事業として営む方については5人）以下の法人・個人事業主の方。

【融資内容】

貸付限度額	2,000万円
返済期間	運転資金・設備資金10年以内（据置期間 2年以内）
担保・保証人	不要（保証協会の保証も不要です）
利率	2.30%（特別利率F 令和8年1月5日現在）

※マル経融資のご利用には商工会の推薦が必要ですので、必ず商工会にご相談ください。

融資推薦先は、（株）日本政策金融公庫長岡支店となります。詳細は、別紙のチラシをご覧ください。